

CENTRIPETAL NETWORKS, LLC v. PALO ALTO NETWORKS, INC.事件、上訴番号2023-2027(CAFC、2025年10月22日)。Moore裁判官、Hughes裁判官、Cunningham裁判官による審理。PTABの決定を不服としての上訴。

背景:

Centripetal社は、暗号化された通信におけるネットワーク脅威の検出に関するサイバーセキュリティ特許を所有している。Palo Alto社はIPRの請願を提出し、これが認められて審理開始となった。その後、Cisco社とKeysight社(共同被告)は同一の請願を提出し、併合を求めた。

IPR手続き中、Centripetal社は、3名の行政特許審判官(APJ)のうち1名が少量のCisco社株を所有していることを知った。その後、Centripetal社は、合議体(パネル)中の審判官全員の審理参加辞退と審理開始決定の取消を求める申立てを提出した。PTABはこの申立てを棄却し、審理開始申立てとCisco社とKeysight社の併合申立てを承認した。この審理開始決定後、少量のCisco社株を所有するAPJは審理から外れた。新たな審判官らによるパネルが構成され、対象特許のクレームは特許取得不可能であるとする書面による最終決定が下された。

争点/判決:

1. PTABが、自ら辞退した APJ の参加を一部根拠として決定を下したことは誤りであったか。否。
2. PTABは、特許取得不可能性の判断において誤りをなしたか。然り、原決定は無効とされ、本件は差し戻しとなった。

審理内容:

上訴審にて、CAFCは、まず上訴を審理する管轄権があるかどうかを審理し、上訴できないIPRの開始決定に関する異議ではなく、APJの倫理規則の解釈に関する異議であることから、上訴を審理できると判断した。

次に、APJの利益相反(conflict of interest)の問題について、CAFCは、APJが所有するCisco社株は極めて少量であり、完全に開示されており、政府倫理局(Office of Government Ethics)の規制の範囲内であったと指摘した。また、CAFCは、APJが最初に審理に参加した時点では、Cisco社は本件に関与していなかったと指摘した。

次に、CAFCは、Centripetal社の申立てが時期を失したものであったというPTABの見解に同意した。特に、Centripetal社は申立て提出の3ヶ月以上前からAPJの公的開示を認識していたにもかかわらず、Centripetal社は再審理申立ておよび上告審請求(petition for writ of certiorari)の両方について不利な判決を受けた後に初めて申立てを行ったことから、審理参加辞退申立ては時期を失したものであった。

最後に、CAFCは、Cisco社がCentripetal社の特許を模倣したという地方裁判所による判決の証拠をPTABが適切に検討しなかったというCentripetal社の主張について審理した。ここで、CAFCはCentripetal社の主張を認め、特許クレームは自明であるため特許取得可能性がないとするPTABの決定を覆し、再審理のため本件を差し戻しとした。